

○財務省告示第二百二十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十七年六月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年七月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百五

十三回）

二 発行の根拠 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に
関する法律（平成二十四年法律
第一百一号）第二条第一項並びに
特別会計に関する法律（平成十

三 振替法の適用 九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）は、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行価格

十九 十八 十七 十六 十五 十四

十三 十二

払者入払元償償 後第
込札場利還還 の二
期参所金金期 期
日加支額限 子以

初利入価・別債行争
期札格第参市及入
利発競II加場び札
子率行争非者特国発

平成二十七年六月十五日
財務大臣から通知を受けた者
日本銀行
日額百円につき百円
平成二十年六月十五日
る利息をその日以前六箇月に
い、その日以前六箇月に
日を、支拂う。前六箇月に
毎、六月十五日及び十二月
毎、六月十五日及び十二月
毎、六月十五日及び十二月

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

規下は払し払平年
定、次その金がと成○
す、号の銀額し、七一
期及翌営業休業を、七
日に第十日、に、式月ト
い、五にに、に、式月ト
て、号に、に、に、式月ト
同、に、に、に、に、式月ト
じ、に、に、に、に、式月ト
。、に、に、に、に、式月ト
。、に、に、に、に、式月ト